

小賣業の免許制を論ず

本 間 幸 作

一 總 論

政策論としての小賣業免許制の問題は、私見によれば相互に關聯しつゝ而も其の本質を異にする三つの面を具有する。業者の數的過剩の認識に發足し、従つて數的制限を主目標とする手段としての小賣業免許制は其の一面にして業者の質的低劣の把握に始まり、従つて之が素質向上を主目標とする手段としての小賣業免許制は其の二面であり、今次事變を契機とする勞資節約、配給調整、物價統制等諸般の戰時經濟の運営確保の必要に基因し之が手段としての小賣業免許制は其の三面である。沿革的には學界の論議の重點は常に右の中の第一面に注がれて來たが事變下の今日に在つては寧ろ第三面に重點移行を生じて來た。だが戰時經濟運行手段としての小賣業免許制は必然に業者の數の調整、素質の吟味を其の主内容とするを以て以下では便宜上主として之等二點に係らしめつゝ論議を進めて見ることとする。

小賣業者の數的過剩に關しては、クラーク、ナイストロムによつて果して數的過剩在りや、數的過剩の標準如何の疑問が提起せられ、昭和十年八月の日商の照會に對する各種組合、商業團體、自治體からの回答に於ても七六の濫立

小賣業の免許制を論ず

肯定に對し四八の濫立否定が齎された。だが而も尙數的過剩肯定説が古來歴倒的な定説を形成して來たことは文献に徴し明な事實である。之が説明的根據としてアメリカ其他のセンサスが引用せられ、吾國に於ても六大都市其他の商業調査若は國勢調査が利用せられて、消費人口・消費世帯若は小賣額乃至生産額對小賣業者比率が求められて來た。而して現在に於ては之等の比率を根據に過剩を推定し、之が原因を社會的經濟的地盤に求むる處迄論議の發展を來してゐるのである。

學者の抽象論としてなら兎も角、公的論議として小賣業過剩論が取上げられたのは我國に於ては昭和四年下期の商工省の商工審議會に於けるを仰々の始めとするであらう。商工審議會の公的決議の一部として内容附けられたと云ふ意味では無い。正式決議に至る迄の第三特別委員會に於ける論議及正式決議としての第三部小賣制度改善案に對する東京大物商同業組合の反對意見書が興味の對象たるのである。第三特別委員會に於ける論議に始まつて我國小賣業過剩對策論は之が背景たる我國經濟思潮の三變轉を反映し、自治及官治統制の否定、自治統制の肯定官治統制の否定、自治及官治統制の肯定と實に三度其の様相を改變した。

同業者數の自治的制限の典型と見らるゝ書籍商組合の距離制限は文献に徴すれば、大體昭和四年初秋の事に屬するらしい。之を商工審議會第三特別委員會は組上に載せ「斯ウ云フコトガ始マリマスト、オ五方既得權ヲ握ツテ居ツテドレダケノ距離ガナケレバナラヌカト云フヤウナ事ヲ銘々ノ組合ガヤリ出シハシナイカ」が憂へられ、「法理上カラ云ツテモ、實際上カラ云ツテモ、是ハ非常ニ考慮セラレネバナラヌ」とされたのである。當時の自由主義思潮は「吾々ハ小賣商ガ多過ギルト云フ事ハ分ツテ居リマスケレドモ、優勝劣敗デ自然消滅デ潰レルモノハ潰レルコトニナル」

ものとして組合による自治統制をすら希求しなかつたのである。

然るに金解禁を圍る其の後の經濟の破局的恐慌は「銘々ノ組合ガヤリ出シハシナイカ」の憂を正に實現せしめて小賣業者數の自治的制限の實施數は漸次増加し、昭和十年八月現在に於て東京のみにも青果商・白米商・生花商・蓄音機商・雜誌商・書籍商・履物商・金物商・自轉車商・靴商・寫真材料商の十一組合を數へるに至つた。而も滿洲事變を契機とする統制主義思潮の擡頭は業者の共倒れの自由競争を漸次嫌惡し、自治統制否認の態度を修正して積極的に斯る組合的統制を希求する方向に小賣業政策を振向けたのであつた。

だが、各營業が同一企業主にも屬せざる限り、營利の獲得を根基とする資本主義が獨占到徹底することは夫自體矛盾である。況んや企業數甚だ大に上り、企業意識に於て恣意的な個人主義者であり、經營態様を相互に著るしく懸絶し、手工業的販賣業者を多數包擁する現今小賣業者に於ては尙更である。だから小賣業組織の現狀に於ては例へば書籍雜誌商組合に見る如く商品の配給源泉に於ける強度統制の實施が可能ならざる限り、法的強制手段を除外しては永久的且完全なる統制の維持は不可能と斷ぜざるを得ない。既に自治統制實施中の白米商・靴商・履物商等の諸組合に法的制限要望の聲を聞くは之が爲であり、資本主義經濟は亦夫自體の獨占への發展的要求に従つて漸次之等の意見に聽從する。

既に觸れたるが如く、東京太物商同業組合は商工審議會の小賣商制度ノ改善ニ關スル方策」に對し反對意見書を發表した。曰く「小賣業ヲ凡テ許可主義トシ其ノ數及地理的配置ニ付キ適當ナル調節ヲ行ヒ、小賣業者ノ過多濫立ヲ防止スベシ」と。之れ恐らくは業者團體にして小賣業數の法的制限を唱ふるものゝ最初に位するものであらう。だが此

小賣業の免許制を論ず

の意見は現行の小賣業免許制度論と沿革的に無關係であり、勿論當時の自由主義經濟に受納れらるゝ筈もなかつた。小賣業免許制施行の爲には更に熱火の試練を必要とし、其の根幹の經濟に確固たる統制の進展を不可避とした。而して既述の昭和五年後の經濟恐慌は前者を昭和十二年の日支事變に基く經濟の純戰化は後者をやがて充足した。

打續く恐慌の波は生産輸入卸業界の獨占化を更に小賣業界其物の集中化を促進して恐慌の犠牲を凡て經濟的弱者、従つて亦小賣業者の肩の上に轉嫁した。放り出された失業群は職を求めて小賣業部門に殺倒した。農村産業組合亦小賣業者よりの配給利潤の奪取によつて負擔の軽減を企圖した。恐慌其物の齎す商品値下り損、賣上減退に加へての之等外力の作用が如何に小賣業者の悲境を來したかは六大都市、仙臺、金澤、甲府等の不完全商業調査を以てしても歴然である。斯くて小賣業者の組織化法として商業組合法が、其の金融疏通手段として各種低資融通要綱、損失補償制度、商工組合中央金庫法が、百貨店對策として百貨店法が出現した。既述の自治的過剩對策以外に法的對策としての小賣業過剩防止法の要求亦従つて急激に熾烈化せずして終る筈がない。

昭和九年下期商工省は當時の小賣業窮迫の實情に直面し、小賣業改善調査委員會を組織して小賣業對策の考究に乘出したが、現在の小賣業免許制實施の要望は實に此の直前頃から切實味を帯びて來た。一般小賣業に關する若は個別的小賣業に關する各種業者團體よりの府・市・警視廳・商工會議所・就中商工省に對する免許制施行の請願又は陳情は此の頃に始まり、而して此の頃から漸次數を増加して行つたのである。例へば昭和九年三月、京都商工組合聯合會は小賣商並に日用品販賣機關の認可制を要望し、同年七月及九月の兩度横濱實業組合聯合會より既得權尊重、地域内同業若は商業組合の意見聴取を内容とする一般小賣業の新規開始に對する認可制を、同八月及十月北海道商工會聯合

會並に新潟實業團體聯合會より夫々類似の一般的小賣業免許制施行の要望が行はれた。又個別的小賣業免許制に關しては、白米取引營業の認可制實施方に付き昭和九年七月大日本米穀會より、眼鏡の選定販賣業の既得權容認及免許制實施方に付き同年八月及十一月の兩度東京眼鏡製造販賣同業組合より、酒類販賣業者の免許制實施方に付き同年九月高知市酒類販賣業山崎斌外五三八名より、青果小賣業の距離制限並に營業の免許制の法律制定方に付同年十月東京青果小賣商組合より、新規肥料業の制限方に付き昭和十年五月九州各縣肥料同業組合聯合會及全日本肥料團體聯合會より夫々陳情が實施されたのである。

之等の諸狀勢の中に在つて各業關係團體に對するアンケートも若干實施された。先づ日商に於ては前述の商工省の小賣業改善調査委員會の審議項目に關し全国各地の商工會議所に對し意見の回答方を求めたが、其の中小賣業許可制に關し態度を明にせるもの十二、而して賛否相半し、更に昭和十年八月之も既述の商工會議所外の經濟團體地方自治團體への照會に於て免許制賛成六八、反對七五、其他一九の回答を得た。亦昭和十年一月東京實業組合聯合會は東京管下の各同業及準則組合に對し、小賣業數制限の可否に付諮問したが、答申組合數八の中賛成四、反對三、組合による許可主義一の結果を得た。

小賣業數制限要望の聲は更に具體的な法案要綱の提示となつて現はれた。昭和十一年十月の新規開業に付き一定の資格要件の具備と消費人口、距離等の客觀的要件の具備とを内容とする伊藤重治郎氏の「小賣業法案要綱」、翌年二月の商工大臣の認可を得て小賣業統制組合を組織し以て資格（智識・經驗・年齢・資産其他）の制限若は檢定、店舗の新設（距離其他）讓渡及擴張の制限又は價格、従業員、營業日、營業時間の制限を行ふべしとする東商の「小賣業

統制組合法案要綱」の建議は何れも小賣業數の制限をも其の直接目的の一とした。

小賣業者の意識は右の如く變化した。而も尙小賣業を圍籠する客觀的狀勢は、小賣業免許制に對し未熟であつた。商工省の小賣業改善調査委員會も昭和十年九月「小賣業統制ニ關スル事項」に關し決議したが、小賣業免許制に關しては「業者ノ數又ハ資格若ハ店舗ノ距離ノ制限等小賣業者ノ夥多ニ對スル統制ニ付考慮ヲ加フルト共ニ、其ノ無秩序ナル營業ヲ規律スル方法ヲ講ズルコト必要ナリ。然レドモ小賣業者ノ夥多ニ對スル統制ハ我國社會經濟ニ影響スル所多キヲ以テ慎重ニ之ヲ考究スルノ要アリ」として遂に其の重點を回避して了つたのである。蓋し經濟の最末端に位置する小賣業の根本的統制は財の流れに遡つて其の下部構造たる經濟就中生産の徹底的統制の一環としてのみよく妥當すべく、之が爲には更に當時尙殘存する法律上の營業自由、經濟上の取引自由は觀念に於ても實際に於ても完全に拂拭せらるゝを必要とした。

昭和十二年七月支那事變勃發し、其の戦局の擴大を致すや東亞新秩序の建設なる全體主義的理想を目標に我國國內は正に物心兩面の動員體制の急激完成を強行した。因て齎されたる平和産業・輕工業の抑制、國防工業・重工業・輸出産業の振興等一聯の國民經濟の飛躍的なる獨占化は其の過程に於て必然意識的に小賣業の取扱商品の量、質並に其の廻轉度數を制限した。インフレーション回避の經濟政策は餘剩價值部面の縮小に於て最も多く現象し従つて亦小賣利潤の縮少を強行した。之等が何れも小賣商業の窮迫原因として作用し消極的に小賣業者の相對的過剩原因を構成すること云ふ迄も無い。而かも大陸への小賣業の移植・軍需・輸出・代用品工業への轉換は必要にして而も至難の業とされる。茲に於てか小賣業者數制限を目標とする小賣業免許制必要論は更に促進されて來る。去る第七十四議會並に

其以後に於ける八田商相の小賣業免許制施行の示唆乃至は之に基く商工省小賣業改善調査委員會に於ける同問題の研究は半ば正に右理由に出で、本年三月有賀録郎氏提案の「一定資格、消費ノ増減、同業店舗トノ關係」を内容とする小賣業許可制要綱、本年七月東京實業組合聯合會提案の資格制限距離制限を内容とする「小賣業免許制ニ對スル意見」は全的に、亦本年六月商業組合中央會時局對策委員會に於て論議されたる資格制限を主内容とする商業者許可制要綱は半ば右動機に出發するものと考へられる。だが若しも斯る意圖を指してのみ小賣業免許制が實施さるべしとするならば、それは小賣業の靜的安息保護を目的とする所謂復古的中等社會政策的性質に終始し、從來の理論に一步をも進めざる結果となるであらう。

元來我國産業の構成的特徴は輕工業の相對的比重の過大と過小經營の夥多とに求められて來た。だが各國の保護關稅政策に基く市場の狹隘化は既に事變前に於て輕工業の發展の頭打ちを招來して其の方面に於ける資本蓄積を妨げ、産業豫備群並に増加人口は國內向産業に殺倒して小賣業のみならず、農業・工業・接客業・飲食店業其他に於ける過小經營の増大を來し又此の方面に於ける資本蓄積を妨げた。所謂業者過剩は斯く獨り小賣業のみの特有現象ではなかつたのである。斯くて新市場の獲得、産業の重工業化・過小經營の淘汰は我國資本主義に多年鬱積せる切實なる內面的要求を形成して來た。其處に支那事變が勃發したのであるが、東亞の新秩序なる思想の背景には實に斯る我國資本主義の矛盾の揚棄と云ふことが裏付けられてゐるのである。資本・勞働力・技術・經營材能の配給部門・文化部門・娛樂接客業部門への流入阻止、既に流入せるものゝ引上げは從つて我國資本主義發展の必然的方向に則し、小賣業免許制は其の手段の法制化の點に新なる社會的意義を追加する。前述の商組中央會委員會幹事案が免許制を小賣業者の

みならず、全商業者に迄擴大適用すべしとせることは稍々此の意義を了解すと云ふべきか。

更に資本主義國が其の産業の再編成に當つては常に全體主義的な統制機構に於て完成せんとする必然性を有してゐる。個別的經濟活動が一定の計畫の線に沿つて全體産業機構中の其の在るべき地位に立ち、最高目標に向つて此の目標を意識し乍ら機能することは戦争の要求する産業再編成の一直線的遂行に取り不可缺の要件を構成するからである。而して計畫性は産業段階としては輸入、生産段階に部門別には基本工業部門に先づ打樹てられるのが常であるが、計畫性其もの内面的要求は間もなく配給消費従つて亦小賣業の如き末梢的段階にも計畫性を與へて來る。蓋し然らずんば飛躍的國防産業化は戰時的國民生活必需品すらをも減少せしめ、斯くて生ずべき生活必需品の偏在化、暗取引、價格の高騰、暗價格は産業の編成替、計畫性に對し一大否定的要素を形成する怖れがあるからである。従つて小賣業者の資質を撰擇し之を動搖無き一定の地位に配置し之を其の儘小賣業登録簿に反映せしめて能率の促進、背反の防止に當らしむることは斯くて是非とも必要化して來る。

以上の如く小賣業の免許制は産業の再編成上の一歸結點を形成する。産業が凡ゆる方向に於て計畫化せらるゝ時、小賣業免許制が小賣業計畫化の手段として妥當する時である。此の場合の小賣業免許制が純粹の經濟政策立法として復古的なる小賣業免許制に比し社會法上に占むる地位は格段である。之は云ふ迄も無い。だが個々の産業を問題とする限り、その構成的變移の時機は勿論個々産業の技術的構成度、戰時的必要度に應じて相違する。小賣業免許制が産業再編成の一手段を構成する以上、當該産業部門生産物を取扱ふ小賣業が従つて亦免許制導入の時機を異にするのは當然である。例へば自然的獨占條件に恵まるゝ電気・瓦斯・水道等の供給的小賣業に在つては自由主義華かなりし

頃既に許可制下に服した。政府の專賣下の煙草小賣亦同様である。昭和十二年八月の臨時議會は百貨店に對し其の獨占化の故に百貨店法を成立せしめ、其の新設擴張其他の營業行爲を許可制下に統制した。夫れが持つ租稅政策的理由の故に既に早く法的獨占を享受せる酒類製造は昭和十三年四月一日以後、其の獨占化を販賣業者の上にも押し及ぼした。更に過ぐる昨年議會は戰時下の食糧政策の重要性に基き米穀配給統制法を通過せしめて米穀配給業を許可制とした。米穀が所謂米穀問題を形成し、既に早く政府の統制政策の對象たりしことは周知の通りである。

斯くして以上から次の事柄が要約される。個別的なる小賣業免許制は獨占經濟の進展に比例し、獨占化せる企業に於てのみ原則として現象することが其の一つ。個別的なる小賣業免許制は原則として當該産業の生産計畫性の結果として従つて亦當該産業の全體としての計畫性の一環としてのみ現象することが其の二つ。而して此の二つの事柄から更に次の事柄が演繹されて來る。一般的小賣業免許制は國民經濟が個別的なる産業計畫性から綜合的なる産業計畫性に置換せらるる場合にのみ始めて登場し、全體的なる生産配給の計畫性の結果として及其の裏付けある場合にのみ實效を持つと云ふことである。昭和十三年二月の議會が商業組合法第九條の三を新設し所謂統制命令の發動を條件とし當該商業組合の地區内の當該商業の許可制の施行權限を行政官廳に附與し、而も未だ何等の實效をも齎さなかつた其の原因の一半は實に前述の國民經濟の全體的計畫化と乖離せることに由るものである。而して今や産業の全體的計畫化は既に完成の中道を走つてゐる。一般的小賣業免許制の經濟的地盤は漸次培はれつゝあるのである。

文化未發達の過去に在つては小賣業者は讀み、書き、算盤等徒弟業の結果を以てよく文化階級の地位を保ち、よく其の營業をして専門的營業たらしめて來た。然るに文化の發達は漸次相對的に小賣業者の社會的地位を低下せしめ、

更に亦小賣業の専門營業的性質を薄弱ならしめた。其の表面的獨立性と所要資本の小と、所要筋肉勞働及技能等の小と相俟つて何等素質も智識も技能も經驗も無い所謂素人方面の開業が頗る増大して來たのである。爲に營業基礎は薄弱化し、營業年齢は低下し、競争は眞正を缺き、配給費用は増大し消費者の不便を招來する等社會的負擔も比例的に増加した。小賣業者資格制限論の生ずる所以である。而して小賣業者資格制限論も小賣業數制限論と同様客觀的状態の變移に照應して否定から肯定への二大別變遷を經驗しつつある。

惟ふに無資格者即ち所謂素人の排除は既開業者に付之を實行するか、若は新開業者に付之を實行するかの二途を出でない。而して自由主義の方策は實業教育の發達が右の兩者を競争的自然淘汰の勵行が主として前者を充足するものとして満足して來た。何れも無資格者排除上間接的手段に過ぎざること勿論である。然るに統制主義の時代に入つては、實業教育の振興は兎も角、其他の手段に付ては直接的なるを原則とする。蓋し命懸けの産業再編成の爲には勞力資財の末梢的小賣業に對する配分を計畫的に可及的小量に止め、其の可及的小量を以て社會的に最上能率を發揮することを切實に要求さるゝからである。之が爲には小賣業者は全體の志向との關聯に於ける自己の職業的及社會的地位と職能とを自覺して行動することを要し、之に背反する者は直ちに既存營業から若は新規開業から脱落せしめらるゝことを必要とする。資格制限を目的とする小賣業免許制はかゝる意味に於て今や時代の脚光を浴びんとしてゐるのである。昭和十一年十一月頃提案の資格制限を目的とする向井鹿松氏の「小賣業法案要綱(要旨)」は、其の個人的意識は何れでもあれ、其の時代的背景を貫くものは當時漸く客觀化して來た全體主義經濟思潮だつたのである。

二 各 論

一、數の過剩對策としての免許制 既述日商のアンケートに依れば、制限を必要とする程度に業者の濫立有りやの點に關する業者團體の回答は同業組合に關しては肯定三五、否定二六、商業組合に關しては肯定十四、否定六、實業組合聯合會に關しては肯定四、否定〇であつた。だが業者の利己的觀點に立つ限り、業者の過剩が競争の存在と同一意味を有する可能性多く、従つて右の回答を以て直ちに一般を律する譯には行かない。業者過剩の認識は業者の利己的觀點から公共的觀點に轉化する點から始めて重要意義を有し政策を求めて來る。蓋し過剩の因て齎す資本の重複投資、浪費、勞力の徒費、智識・經驗・技能の徒消、配給費の増嵩は何れも社會的負擔を形成し、國家の正常發展の否定的要素となるとの認識が政策を基礎付けるのであるから。

更に亦過剩は社會政策的觀點に立つ場合と、經濟政策的觀點に立つ場合と其の認識を異にする。前者に在つては小賣業者の中産階級的地位の重視から出發し、其中産階級的生活費の維持獲得、従つて亦之が所得源泉たる小賣配給利潤の確保の點から過剩現象を政策對象とするに反し、後者に在つては全體經濟中に占むる小賣配給經濟の地位の了解から出發し、全體經濟の發展との相關的なる小賣配給經濟の發展を政策目標とするものである。従つて前者は一般的平均的なる中産階級生活費の觀念が問題の根底を形成し、手段として的小賣營業が此の根底の上の手掛りとせらるゝ處に特徴がある。後者は更に二つの觀點から區別される。生産業、貿易業、娛樂營業、接客業等他の諸經濟部門と小賣配給部門との理想的なる經濟配分比率を想定し、此の想定に照應して小賣業過剩を政策對象とする場合は其の一

小賣業の免許制を論ず

にして、所與の小賣配給經濟部門内に於て現實に遂行さるゝ配給職能量に個別的に非ずして社會的の最小費用の原則を適用せんとする場合は其の二である。兩者の中前者に付ては既に過剩が認識せられ、現に進行中の所謂産業の再編成は之が解決手段を提供するのであるが、それは一般經濟政策の範疇に屬し、小賣政策の範圍内には存しない。小賣政策の範圍内に於ては一般經濟政策が所與した小賣部門經濟内に於ける經濟性の追求を企圖するを以て充分の課題とする。

所與の小賣經濟部門内の配給職能量に社會的の最小費用の原則を適用することは、理論上先づ小賣業の集中化政策となつても現はれ得るであらう。夫れは百貨店均一店連鎖店等の集中經營に比し一般單獨小賣店の過剩が認識せらるゝことを前提とする。だが小賣業の集中化は小賣業社會政策と明に乖離し現在の處少くとも表面的には立法論の對象たる可能性は極めて少ない。従つて以下では之をも除外し普通小賣店其ものゝ過剩を論議の對象とする。

一定時の國內總生産量に總輸出入數量を加減する時は正常に處分可能の一定時の財貨の總數量が算出されるであらう。之等財貨の小賣業界への流通分は之から更に再投資分、自己消費分、小賣業以外の諸部門を通ずる消費分の差引殘額である。小賣業者の固有職能が財貨の小賣業界への流通分の配給に在りとするならば、經濟政策的觀點に立つ小賣業過剩の決定は先づ右流通分の正確計量に出發しなければならぬ。更に亦、配給商品は數量の増加のみならず、質の向上種類の複雑化に比例して固有職能量を増加し、従つて配給設備を多く要求する。尤も其の一部は商品の數量的側面に則して計量せらるゝけれども必ずしも全部に付て然る譯ではない。小賣業過剩の決定はかくて亦商品の質、種類の正確計量から出發することをも必要とする。だが重要商品に付ての數量、大量生産品の質、種類を例外として

我國經濟の現段階は果してどの程度迄かゝるものゝ正確統計を具備し居るだらうか。商品の小賣業界への流通分は國內生産統計と略々一定の比率關係に在りとの前提から論を進めるのがナイストロムである。だがかゝる平行關係を全然認容せざることを現行の我國産業再編成の偽り無き姿である。

人口數若は世帯數統計を一方の基準とする過剩決定も右の修正方策である。人口數若は世帯數の増減は必然に夫れが需要する商品數量の増減を結果し、従つて亦之が配給機關たる小賣設備の増減を招來するとの考慮から出發するのである。だが之が爲には何よりも先づ人口若は世帯當りの單位購買力の不變が前提たることを要し、而も景氣變動は直ちに此の前提を覆滅し去る。小賣業界への流通分の商品の質、種類、數量は小賣業者の賣上分の質、種類、數量でもあり且つ消費者消費分の質、種類及數量（但し自家生産の消費、生産卸業者よりの直接購入分除外）でもある。而も遺憾乍ら之亦信憑するに足る統計が無い。加之、固有職能量との比例増減なる推定以外に全く計量不能の小賣業者の副次的職能量をも問題とする時は過剩の決定は愈々困難さを加重する。

社會政策的見地に於ける過剩決定の基準は、右に反し小賣業者の所得を問題とする結果常に貨幣額に於て與へられる。此の場合にも小賣業界への流入分を國民所得の一分割として捉ふれば、國民總所得額並に總貯蓄額は從來其の推計が與へられては來たが、交通・衛生・教育・娛樂等の諸費の推計皆無から差引決定は異常の困難に遭遇する。消費者側の小賣業者よりの購入額統計も現今皆無である。従つて小賣業界への國民所得の流入分の算定は結局小賣業者の賣上額に依存する他途が無いであらう。小賣業者の賣上額は其の遂行する職能量に對する對價である。而して小賣業者の職能量は商品の對消費者配給なる固有的職能量と運送・保險・金融・貯藏保管・修繕加工・教育其他各種サービス

小賣業の免許制を論ず

イス等の附隨的職能量より構成せられ、夫等の増減は直ちに小賣配給設備の増減を招來する。此の場合好都合なことには固有職能量は勿論附隨的職能量も常に對價として賣上額の中に加算せられて小賣業者の總營業收入を構成する。小賣業者の生活源泉たるべき營業所得は此の總營業收入と總營業支出との差益に於て表現せられ、之が最も信憑に値する過剩決定の基準となる。だが各都市の不完全商業調査を例外として茲に於ても亦我々は統計免除の嘆きを味はねばならない。

小賣業界への生産輸入數量若は國民所得の流入分の高は其の時々の生産輸入力若は國民所得額乃至は國家の消費政策及消費者の消費行爲に依存し、原則として小賣業者の數及能力に依存しない。過剩對策として的小賣業免許制の立場よりすれば、小賣配給數量若は金額は他者の與ふる絶對命令として之に小賣配給能力を適應せしむれば足りるのである。小賣配給數量若は金額と小賣配給能力との相互比較に於て過剩が認識さるゝとするならば、従つて過剩の一掃は後者の縮減以外に其の途が見出されない。

過剩測定の他の基準即ち小賣配給能力は其の營業所數と個々營業所の能力との積に於て測定される。茲に營業所數とは通常所謂店舗であるが、配給所・行商・露店・呼賣りも之に準じて取扱はれる。營業所並に準營業所は空間の一部を占め其の計數算出は過剩測定基準の中最も容易なるものである。然るに個々營業所の能力は事情全く相反し、性質上測定最も困難なる營業所及營業者の人的及物的の能力と人口密度・貧富・嗜好・交通量との相乘積に於て見出さるゝ關係上小賣配給總量若は價額の測定にも増して測定困難である。經濟政策的見地に立つ小賣業過剩の決定の困難の主因は茲に發し、而かも假令過剩有りとするも簡單に距離其他小賣業數制限を以て律し得ざる理由は茲から出づ

るのである。蓋し小賣業數制限策は畢竟總小賣配給數量若は價額を被除數とし、營業所數を除數とする商を理想的型體に於て捉へんとする政策たる點に於て相互に異なる小賣配給能力を算術平均的に平等視するの誤謬に陥るからである。

かくて我々は次の如く一つの準繩を結論することが出来るかも知れない。個々營業の相互に異なる最高能率を社會的見地に於て實地に檢出し夫の總體が計算上果し得べき小賣配給總數量若は金額を現に果しつゝある實際の小賣配給數量若は金額に等しからしむるが如くに過剩を決定し、其の過剩を一掃すべしと云ふことである。經營學上經營の最高能率は其の最適限型態に於て發揮せらるゝのを常とするから、従つて過剩の排除は最適限型に遠いものゝ順位に行はるべく、新設・擴張・移轉の許容は最適限型の實現を目的に行はるべきである。

理論上、純粹に經濟政策的見地に立つ過剩問題の解決は以上の如く常に實際の各經營の社會的能力に即應して解決せられねばならない。従つて其の場合、各個經營に歸屬すべき配給數量は當然に其の大きを異にするであらうし、又異にすべきである。然るに社會政策的見地に立つ場合は、其の時其の中産階級的所得の小賣業者への確保を理想とする處から所得源泉を爲す小賣配給額も中産階級的所得を生ずる程度に確保さるゝことが必要となる。中産階級的所得は階級一般を基準に測定せられ、當該構成員に平均的に妥當し従つて此の場合には小賣配給額は原則として個々小賣業者に平等に配分せらるゝことを目標とせねばならぬであらう。總小賣配給額を總小賣業者數を以て除する過剩決定の方策は其處に意味を生じ、小賣業免許制は賣上額平等化の手段をも伴ふ必要がある。

扱て以上を以て小賣業過剩の決定の前提は經濟政策的には配給せらるべき商品數量と小賣業者の配給能力との二者

小賣業の免許制を論ず

に於て、社會政策的には配給商品の小賣額と中等階級的所得とによつて概ね構成せらるゝと云ふこと並に夫等前提が技術的に計量比較が困難なること従つて亦現實に據るべき統計資料が缺乏してゐる點等を明にした。而して之等の諸前提が假令技術的に與へらるゝとするも、夫々相互に對立する前提間の矛盾克服を正確に政策付けることが、小賣業の末梢的地位に鑑み資本主義現段階の計畫性が可能とするや否や、農・工業自由職業等爾餘の中産階級政策の貧困に照らし公正の觀念に果して適合するや否やは頗る疑問無しとしない。現下の經濟は勿論計畫化への過程にはあるが而も未だ決して完成の域には達してゐないのである。従つて萬一小賣免許制を施行するとするならば原則として寧ろ資格制限の廢す能率發揮を以て經濟政策的手段に替へ、資格制限の反射的效果の廢す業者數制限を以て社會政策的手段に代ふる間接手段の方が經濟の現段階に於てはせいゝの處と云ふべきであらう。

例へば獨逸の小賣業保護法の實施沿革を見る。ドイツに於ては長年の職業自由の原則が小賣業の不均衡的大量過剰と其の個々經營形態發展上の構成的惡化及大企業への集中合成を廢した點に鑑み、一九三三年五月十二日小賣業保護法を實施し、小賣業者を脅威する危險の防禦と小賣業の中産階級的經營の存續確保とを目的とした。かくして販賣所の新設は原則的に禁止せられ、例外として必需性證明が爲さるゝ場合にのみ許容さるゝことゝなつた。必需性證明の困難さを想起すれば、當時の小賣業保護法は明に固定的・ツンプト的であり、其の法的性質に従へば明に隔離的保護法に屬してゐた。然るに一九三四年七月二十三日の施行規則の第三回改正は一般に必需性證明を斷念し、志望者の能力證明及人格的信賴性を一般全提に迄引揚げた。之によつて百貨店均一店、段階價格店其他特殊の價格設定を特徴とする小賣業に對するを例外として、一般的には小賣業過剰は通常の過剰と區別して異常の過剰に付てのみ法的對象と

せられ、かくして小賣業保護法は固定的且過渡的なる社會政策立法から經濟政策的なるドイツ小賣業の職業階級的發展の基本法へと性質轉化を來したのであつた。吾國に於て特に注意されねばならぬことではある。

二、資質の向上対策としての免許制 正常なる經濟發展に於て茲に小賣職能量の増加有り、従つて小賣業設備を増加する場合、智識經驗其他の一定選擇標準を設定し此の標準の最高點満足者の順に小賣開業を許可することも廣義に於ける資格制限の範疇に屬するであらう。だが言葉の持つ本來の意味に照應すれば、最高點は問題に非ずして標準點以上は總て開業資格を有し、標準點以下は總て開業資格無きを原則とする場合を資格制限の適用と解するのが穩當である。

扱て資格制限の小賣業界への適用は右の如く其の半面常に無資格者の排除を伴ひ其の排除率は資格設定の嚴重さに正比例して變化する。例へば大柏林市の小賣業名簿に依れば、小賣業者數は一九三五年の六六七九一から七一五〇一、五八〇五六、五六一三八と逐年遞減の一途を辿つてゐるが、其の原因の一は明に同市小賣業者に適用の能力證明制度に由來すと考へられる。小賣業數過剩の解決を直接手段に依らずして資格制限を以て意識的に代替せしめんとする可能性はかくして頗る濃厚化して來る。だが資格制限の質す業者數制限は飽く迄反封的間接的結果に過ぎず、従つて資格制限を内容とする小賣業免許制は常に業者の資質向上による社會的な能率促進を直接目的に持つ。

資格制限の手段は各方面の提案を綜合すれば主として健康・年齢・資産・素質・技能・教育・智識・經驗・人格の諸點に於て捉へられる。

健康の確保は經營體發展の必須條件であり時に亦消費者保護の手段でもある。然れども小賣業の資格要件が其の名

に値するが爲には經營の一般的要件たるに止まらず小賣業に對する特殊的要求たる必要がある。健康の吟味は從つて資格要件としては決して重要性を占むるに足りぬであらう。年齢制限は制限外の者は常識上心身の發育に鑑み通常資格者たらざるべしとの概然的推定の法制化に止まり、即ち年齢其物に意義を有せずして年齢を通じて爾餘資格要件を推定する處に意義を有し、謂はば爾餘資格要件吟味の省略手段である。從つて爾餘資格要件の吟味の煩は厭はずとすれば、年齢制限外の適格者逸脱の回避の點からも年齢制限は之を廢止して毫も差支はない。商品の廻轉は半面資本の回轉にして資本は營業發展の不可缺の要件を構成し、資本缺乏に悩む營業數は經驗上頗る多しとされてゐる。だが問題は業種別地域別に幾何を最低額要件とするや、最低額所有を如何にして證明せしむるやに至つて困難に逢着する。

結局前者に付ては經驗的に最適限經營の發見を通じて決定する他無く、後者に付ては或は取引金融機關に證明を負擔せしむるを便宜とする。伊太利の商人規制に關する緊急勅令は支拂手段を社會保護に關らしめて保證金の供託を命じ、一九三三年十二月十六日のドイツ國經濟大臣の回章は人格的信賴性の吟味に財政的給付能力の試験を加へ得るとなし、必要資金不足の場合には不正陰謀への誘惑大なりとし信賴性に關し特別に嚴格なる準繩が賦課さるべきものとした。

小賣業者の材能は對外取引上の夫れと、對內經營上の夫れとより成立し、天賦の性能より與へられ、若は學習・修業・研究・經驗より與へられる。而して自由主義經濟下の商人としての成功條件は何よりも先づ對外驅引換言すれば同業齋輩に先んじたる仕入販賣の有利なる操作に存し、商人的素質は從つて亦有力なる成功條件でもあつた。然るに事變下の物資統制の進展は價格及配給経路の單純化・固定化を促進し、漸次自由主義的操作を困難ならしめ、若は政策上之を嫌惡して來た。商人的素質はかくて現在に於ては資格要件とする必要性は頗る少い。ドイツに在つても專問

智識の證明は現在の實證的智識の證明に止まり、例へば商人的素質及適格と云ふ如き一定の人間の本質の疑はしい未論決の證明にまで及ばずとされてゐる。

技能は白米小賣・靴小賣等の手工業的販賣業を本來的特徴とする小賣業者に付特別吟味を要し其他は商業實務として吟味さるゝを便利とする。智識及經驗は小賣業をして専門的營業たらしむる最重要なる積極要件を構成し、學校教育及徒弟修業は人格陶冶の點を度外視すれば智識及經驗の修得手段従つて亦證明手段に過ぎない。試験施行が智識經驗の證明手段たり得る限りかくて試験の合格も亦學校教育及徒弟修業と同列に取扱はれる得る理である。唯學校教育と實業従事とは前者は智識に後者は經驗に重點を置く處に相違が存し、従つて各種提案は學校卒業者に對しても實地訓練を要件とすべしとするが、此の論を貫く限り現今の店主の智識程度に鑑み徒弟修業者にも智識試験を併課すべしとの論を當然に生ずるであらう。一般に試験課目は商業智識と商業實踐を中心に乙種商業學校卒業程度を以て適當とし、最近の經濟狀勢を考慮して之に小賣業に直接關係ある各種配給並に價格統制規則關係智識の吟味の加味を以て充分と考へる。ドイツの現狀に於ては一九三四年十月二十四日の經濟大臣の布告に従へば専門智識に屬するものは當該關係商品部門の技術的智識（商品學）に簿記、原價計算及競争の真正不真正に關する一般的智識である。商品學の中には重要商品若は商品種屬の發生・組成・狀態及使用可能性に關する智識並に貯藏に關する智識が數へられる。而して同經濟大臣の指示準繩に依れば、二ヶ年の修學、五ヶ年の従業員期間、試験の合格の何れか一つの證明ある場合若特殊事情に於て他の方法により専門智識が推知せらるゝ場合之を以て専門智識の證明有りとせられる。本智識の證明負擔は勿論志望者に屬してゐる。

小賣業の免許制を論ず

ドイツに於ては専門智識の證明と相並んで人格的信頼性を有すること即ち秩序的にして法律及良俗に適應した經營指導を保證する處の資格の所有を許可前提とし、之が所有を保證する人々のみが正に小賣業上の營業生活が日々經營所有者に課する重大要求を満足せしめるとする。又人格的信頼性の吟味には既述の如く許可申請者の財政的給付能力の吟味が屬せしめられることが出来、又申請者に對し嘗て一度實施された和解手續若は破産手續もそれに至つた事情及手續中に於ける申請者の態度に關らしめて特別に参照される。だが健康要件に關し既に述べたるが如く小賣業資格要件は一般的要件たる以外に常に特殊的要件たる必要がある。而して人格的信頼性は秩序ある社會生活維持の一般的條件であり、従つて特に小賣業者の資格要件たるが爲には特殊の社會的理由が手掛りとされねばならぬであらう。ドイツに於けるかゝる特別の社會的理由はナチス政權樹立の政治的沿革に基因し、中産階級従つて亦小賣業よりの政治的反對者及ユダヤの排除が右理由を構成するものと考へられる。國家及國民の總ての他の上位の生活必要性に對する全體經濟夫故に亦小賣業の從屬化原則に従つて、かくて反國家的志操を實證する人々は人格的信頼性を所有しないこととなる。だが吾國はドイツと其の政治的沿革を異にし、其の特殊の理由を直ちに以て我國に當嵌めることは勿論不可である。若しも吾國小賣業免許制に人格要件を加味すべしとするならば、結局免許制實施の社會的底流に照應し、戰時經濟の運行に手掛りを見出す他無いであらう。即ち戰爭目的確保の手段として國民生活中に占むる小賣業の重要性に鑑み戰時經濟を良く理解し統制に背反せざる小賣業者のみが營業要件を充足すと考へらるべきである。此の場合従つて人格要件は臨時應急的に過ぎず、戰時經濟の消滅に伴つて消滅せしめられる。更に亦人格要件は性質上消極的要件である。其の意味は人格要件の適用は夫れが持つ例外的性質に従つて積極的に普通人以上の人格者發見に努力さ

るべきに非ずして消極的に普通人以下の非人格者の潜入の防止に努力さるべしと云ふことである。ドイツに於て専門智識の證明と異り逆に官廳側が人格不信頼の證明負擔を負擔するのは之が爲である。

ドイツに於ては専門智識の證明は一般に管轄權ある職業代表並に商工會議所を通じて提出せられ、人格的不信頼性の證明に付ても時に然りである。和蘭の小企業開設法も然るが如く吾國も亦之に倣ふを適當とするであらう。今ドイツの小賣業保護法の實蹟を大ベルリン市に付ベルリン商工會議所の鑑定活動を通じ摘記すれば次の如くなる。

一九三七年度 總申請數五二六一、其中新設申請一八〇二引繼申請三四五九、推薦數三八六九拒絶數一三九二、推薦理由の中五年以上の當該部門の従業員期間の證明によるもの二六四四、専門智識試験合格によるもの一二二五、拒絶理由の中、専門智識試験に不合格のもの八六四、異常過剩若は必需性缺除によるもの三八五、人格的不信頼性によるもの一四三

一九三八年度 總申請數七一六一、其中撤回五一〇、新設申請二一五二引繼申請四〇八五其他四一四、推薦數四五六〇、其中新設一一八八引繼三〇六二其他三二〇、拒絶數一五八一、其中専門智識の缺除によるもの八七〇人格的不信頼性によるもの一八〇異常過剩によるもの四五五必需性缺除によるもの五一〇

(昭一四・八・四稿)